

第4章 むすびに

近年、わずかに経済情勢に明るい兆しも見られつつあるが、依然として雇用情勢は厳しく、生活保護受給世帯は引き続き増加傾向にある。そうした中で、貧困が世代を越えて次世代に引き継がれる貧困の連鎖に社会的関心が高まっている。生活保護受給世帯の子どもが大人になり再び生活保護に陥るような、いわゆる生活保護の連鎖は、何としても断ち切らなければならない国民的課題であるといえよう。

生活保護受給世帯の子どもも、一般世帯の子どもと何ら変わりなく、普通に夢を抱き、進学や進路に希望や不安を持ったり、学力の伸び悩みに苦慮したり、ときには、不登校や引きこもりなどの課題を抱える。子どもたちが成長の過程で体験するそうした様々な課題も、一般的には、家族を中心とした身近な大人たちからの支援を得て、成長の糧として生かされ、乗り越えていくものであろう。

しかし、生活保護受給世帯の子どもの場合は、親や身近な大人自身も、例えば疾病や障害などの様々な困難を抱えていたり、経済的困窮を抱えながらの子育てとならざるを得ない場合が多く、子どもが折々に抱える様々な課題に対し、適時適切な支援が行えない例が決して少なくない。このモデル事業を推進する中では、生活保護受給世帯の子どもには、明らかに健全な育成に向けた環境づくりや特段の支援が必要であり、また、効果的であることが明らかとなった。

一方、生活保護制度では、一義的には、義務教育終了後は就労し、世帯の経済的自立に貢献することが求められている。そのため、生活保護の担当ケースワーカーは、世帯の自立を中心に支援する立場から、子どもの将来を見据えた支援を行うには、相反する役割を求められることも少なくない。また、子どもが自らの自立に向けた将来設計を模索するためには、個別的な状況に応じた生活保護制度の取扱いや、関連施策の情報、あるいは、手続きのための支援などが不可欠である。しかし、これに向き合う生活保護ケースワーカーは担当世帯の増加と、その抱える課題の複雑化により、とても子ども個々への具体的な支援のノウハウや知識を培う余裕はなく、全ての子どもに対して必要な支援を積極的に行い得る余裕がないというのもまた、多くの現場が抱える実情であろう。

このモデル事業では、まさに、そうした具体的なノウハウをケースワーカーや関係する機関に提供し、効果的に必要な支援が実現できるようにすることを大きな狙いとしたものである。その結果、現場からは、ケースワーカーが子どもに焦点をあてて生活保護受給世帯に関わることが少しずつ可能となり、子どもへの支援が意識化されると同時に、子ども自身の将来を共に考えるプログラムやそのツールを実際に活用し、子どもやその親とともに歩む体験を通じて、ケースワーカー自身にとっても、負担や不安の軽減のみならず、本来の自立支援のあり方を体験的に習得する効果が得られている。

このプログラムでは、さらに、生活保護を所管する県保健福祉事務所に、子どもや親（養育者）に直接的・継続的に関わる「子ども支援員」を配置し、ケースワーカーとは異なる立場から、子どもや親と関係性を築き、子どもの生活習慣の改善や親の育児不安の解消など多様な課題に取り組む直接支援を実践してきた。貧困の連鎖により将来社会が負うダメージを考えれば、困難な環境におかれた子どもに対してじっくり寄り添いながら支援を展開できるこうした機能の果たす意義は大きい。

また、このプログラムは実践を通じて、まさに、現場のケースワーカーや関係者、ときには生活保護受給世帯の家族や子ども自身の協力を得ながら策定されたものであり、その意義も大きい。生活保護受

給世帯の子どもに焦点をあてた実践的な支援のノウハウを整理する過程では、新たに、子どもが抱える様々な課題やケースワーカーが支援において困難に感じている要因などが次々に明らかとなり、必要な支援のポイントやそのための様々な実効的なツールの開発に結びついている。特に、調査検討の過程で明らかになってきた福祉事務所と学校、あるいは児童相談所といった関係機関との連携については、個人情報取り扱いや窓口の混乱など、連携を阻害し困難にする様々な要因について、それを乗り越えるための具体的な工夫やツールを提案することとなった。

以上のとおり、このモデル事業は、単に生活保護受給世帯の子どもへの支援を高校進学のための学習支援などの短期的な効果のみに矮小化せず、子ども一人ひとりの主体性や意欲の形成を大切にしているものである。きめ細かな支援を行うことで、子どもが自らの未来に夢や希望を持ち、将来の社会の担い手となるよう、子ども自身の「生きる力」が育まれることを目指し、子どもの全年齢を視野にいれた点が、最大の特徴であり、そういう意味では、生活保護受給世帯の子どもの健全育成のための総合的な支援システムを提案するものである。

折しも、平成25年6月には「子どもの貧困対策推進法」が成立し、より広く生活に困窮する子どもへの支援の必要性が明示された。新たな子どもの貧困対策には、さらに青少年育成や若者の雇用、学校教育における地域のかかわりなど、生活保護受給世帯の子ども支援の枠組みを超えた、さらに多様な未知の課題への取り組みが求められているところであり、より広範で多様な関係者、関係機関の参画による検討取り組みが不可欠と考えられる。このモデル事業が提案するシステムは、福祉事務所における生活保護受給世帯の子どもの支援を念頭において策定されたものであるが、今後、生活困窮世帯の子ども支援を行う上でも様々な示唆を提供するものと思われる。このプログラムが、そうした新たな支援の枠組みに、一つの足がかりを提供するものとしても大いに活用されることを期待したい。